

告示

○長野県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年10月10日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
アルピコタクシー介護センター	茅野市塚原2丁目2番11号	平成14年10月1日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
あかはね内科・神経内科医院	松本市神林3561番地11	平成14年9月1日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
あかはね内科・神経内科医院	松本市神林3561番地11	平成14年9月1日

(4) 通所介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
デイサービスセンター鳥屋	小県郡武石村大字鳥屋73番地30	平成14年10月1日
むれ宅老所よってけ家	上水内郡牟礼村大字黒川1660番 地5	" "

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
居宅介護支援事業真島の里	長野市真島町真島字中真島前沖 563番地2	平成14年10月1日
柔整ながの宮澤接骨院介護支援 センター	諏訪郡下諏訪町西四王5004番地1	" "

高齢福祉課

○長野県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所 在 地	廃止した年月日
特定非営利活動法人介護福祉セ ンターアイ	南安曇郡三郷村小倉3909番地2	平成14年8月26日

高齢福祉課

○長野県告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢町公共下水道

3 事業施行期間

平成8年8月8日から

平成18年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

下水道課

○長野県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、
都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において
準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月10日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

上田市

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画下水道事業 上田市公共下水道

3 事業施行期間

昭和42年10月5日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和42年建設省告示第3326号、昭和43年建設省告示第308号、昭和46年長野県告示第621号、昭和51年長野県告示第174号、昭和56年長野県告示第661号、昭和62年長野県告示第186号、昭和63年長野県告示第787号、平成2年長野県告示第697号、平成5年長野県告示第919号、平成9年長野県告示第206号、平成11年長野県告示第600号、平成12年長野県告示第413号、平成13年長野県告示第302号の事業地のうち、上田市天神一丁目・二丁目・三丁目・四丁目並びに中央西一丁目・二丁目並びに常田一丁目・二丁目・三丁目並びに中央一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目並びに中央北一丁目・二丁目・三丁目並びに中央東並びに材木町一丁目・二丁目並びに常磐城一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目並びに常入一

丁目並びに国分一丁目並びに踏入一丁目・二丁目並びに緑が丘一丁目・二丁目・三丁目並びに大手一丁目・二丁目並びに二の丸並びに大字秋和字川原田、字柳内、字町裏、字幅下、字霧原、字石ノ町、字後田、字山道、字在家田、字五里堂、字吉田、字八反田、字堂屋敷、字鶴巻、字亀田、字中之町、字小福沢及び字立石並びに大字国分字宮ノ前、字猪、字古屋敷、字加賀川、字前田、字上澤沖、字屋敷、字堂西、字千池並びに大字古里字大畠、字向田、字大笠、字堂前、字松木、字竹代、字柳町、字西之手、字東之手、字篠井原、字紋藏、字英、字膳之橋、字諏訪町、字社宮及び字掛之宮並びに大字上野字太夫町、字横山、字樋之沢、字樋之口、字沢跨並びに大字下塩尻字下河原、字社宮神、字反田、字京ノ田、字上社宮神、字五反田、字諏訪田、字二反所、字城ノ口、字伊勢宮、字中之島、字長田、字岩ノ下、字山中、字下久根、字大乘原、字石堂、字久保田、字戸隠田、字灰塚、字大日河原、字日月並びに大字上塩尻字横堰、字利根島、字久保田、字六反田、字せと、字灰塚、字枡下、字新屋浦屋、字新屋裏、字三反所、字土田、字常盤、字信福寺、字宮浦、字長走、字壱丁田、字扇田、字丸田、字鶴蒔田、字左ノ口神、字嶋崎、字北砂原、字南砂原、字屋敷裏、字南側、字新田河原、字セキショ、字越田及び字合ノ田並びに大字住吉字諏訪田、字八反、字幅田、字道前、字竈田、字横田、字大日、字東條、字宮平、字腰田、字横山、字鳥居町、字鶴巻並びに大字上田字土樋、字蛇沢、字片山、字西原、字西丘、字中村、字大星東、字雁堀、字馬飼免、字天王前、字中丘、字東金井、字西金井、字櫻林、字和合沢及び字菊路並びに大字常磐城字裏町、字蟹町、字川原田、字梅木、字小路、字古屋敷、字下屋敷、字宮前、及び字建並びに大字下之条字大道端、字吹田、字赤坂、字久根下、字壱丁田、字産川、字本組、字中組、字上組、字中坊、字寺前、字池田、字八幡田、字山崎、字桜区、字樋詰、字境、字大門田、字根津田及び字根津田久保並びに大字中之条字柳堂、字西町、字柳原、字古舟渡、字郷戸、字大長田、字姥懐、字女夫池、字上前田、字大西、字上ヶ口、字三反田、字六工、字西前田、字小川尻、字厄病平、字古屋敷、字沢中、字遠藤、字観音堂、字小坂井、字額面及び字中沢並びに大字小牧字下川原、字外手及び字本麦田並びに大字諏訪形字柳田、字池田、字二反田、字梅原、字下和子、字新井、字南中田、字宮田、字久保代、字深町、字久保田、字道近田、字広道、字西五丁田、字東五丁田、字北冷田、字南冷田及び字上道又木並びに大字上田原字和合、字平原、字塚原、字本町、字宮本、字前田、字下坊住、字上坊住、字三丘、字地久、字花見堂、字天納、字天ノ原、字赤口、字月見原、字相染原、及び字一ノ口並びに大字神畠字宮下、字前田、字御着、字上ノ山、字大道下、字五反田及び字狐池並びに大字吉田字下久根、字裏沖、字宮島、字曾里町、字田島、字鹿ノ在家、字前沖、字扇田、字古池、字青木、字宮脇及び字三丁町並びに大字福田字下田及び字浦田並びに大字築地字祭之神、字蔵ノ台、字久保田、字浦田、字上河原、字屋敷、字采女田、字久保堂、字前田及び字堀之内並びに大字小泉字塩野、字塩田川原及び字中川原並びに大字御所字下満

丁、字中満丁、字上満丁、字上辻、字稗田、字石田及び字糖田地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 小諸上田線

(2) 供用を開始する区間

上田市大字芳田字新町1661番の1地先から

上田市大字芳田字下長峰1320番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年10月10日

2(1) 路線名 菅平高原線

(2) 供用を開始する区間

小県郡真田町大字長字十ノ原1278番の533地先から

小県郡真田町大字長字十ノ原1278番の534地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年10月10日

道路維持課

○長野県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 405号

2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字上ノ原18023番の5地先から

下水内郡栄村大字堺字上ノ原18016番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成14年10月10日

道路維持課

○長野県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小諸上田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字芳田字新町1661番の1地先から 上田市大字芳田字下長峰1320番の2地先まで	旧	m 5.6~13.1	km 0.3636
同 上	新	10.1~27.7	0.3636

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 別所丸子線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字古安曽字下吉沢1289番の1地先から 上田市大字古安曽字下吉沢1288番の7地先まで	旧	m 4.5~ 5.0	km 0.0570
同 上	新	5.0~ 9.0	0.0570

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 菅平高原線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字長字十ノ原1278番の533地先から 小県郡真田町大字長字十ノ原1278番の534地先まで	旧	m 5.5~11.8	km 0.2675
同 上	新	14.0~23.2	0.2501

道路維持課

○長野県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 405号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字上ノ原18023番の5地先から 下水内郡栄村大字堺字上ノ原18016番の3地先まで	旧	m 6.7~37.0	km 0.3170
同 上	新	6.7~37.0 ----- 12.5~40.0	0.3170 ----- 0.2870

道路維持課